令和4年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年3月2日

招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和4年 3月2日 (水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 15番 米澤 壽重 議員 1番 岡田 智子 議員

1. 出席議員

地域振興課長

1番 岡田智子 7番 村上 謙武 13番 石田 茂春

2番 牧野 牧子 8番 菊地 政文 14番 髙宮 陽一

3番 藤野 定幸 9番 西尾 幸太郎 15番 米澤 壽重

4番 齋藤 則子 10番 池田 賢治 16番 池田 信博

5番 田中 一隆 11番 安部 大助

6番 大江 寿 12番 前田 芳樹

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

野

宇

町 長 池田 高世偉 上下水道課長 村上 和久 副 町 長 大 庭 孝 久 建 設 課 長 中 文 男 \mathbf{H} 育 長 浩 一 施設管理課長 洋 二 教 野津 西 大 代表監查委員 嶽野 正 弘 危機管理室長 齋 藤 和 幸 総 務 課 長 佐々木 千 明 水產振興室長 橋 本 博 志 傑 会 計 管 理 者 濱 田 觔 都市計画推進室長 石 田 財 課 長 弥 総務学校教育課長 隆 政 石 田 寛 吉 田 社会教育課長 税 務 課 長 金井 和昭 野 津 千 秋 町 課 井崎 布施支所長 久 民 長 理惠子 竹 本 住民福祉担当課長 広 江 和彦 五箇支所長 藤 野 環 境 課 長 秀人 都万支所長 進 原 砂本 中出張所長 商工観光課長 鳥 井 登 村上 克 樹 中央公民館長 農林水產課長 河 北 尚夫 金 坂 賢

慎 一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山 根 淳

事務局長補佐 山 本 幸 子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 7 号 令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)
- 議 第 8 号 令和3年度度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 議 第 10 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予 算(第 3 号)
- 議 第 11 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予 算(第 3 号)
- 議 第 12 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 13 号 令和 3 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 14 号 令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 議 第 15 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町中財産区基金条例
- 議 第 23 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 24 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(2 号幹線その 8) 工事〕
- 議 第 25 号 工事請負契約の締結について〔令和 3 年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁 更新工事〕

- 議 第 26 号 令和 4 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 27 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 28 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算
- 議 第 29 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算
- 議 第 30 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算
- 議 第 31 号 令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 32 号 令和 4 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 33 号 令和 4 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第34号 令和4年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 35 号 令和4年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 36 号 令和 4 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 37 号 令和 4 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 38 号 令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

〇議長(池田信博)

ただ今から、令和4年第1回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

(開議宣告 9時30分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1.会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により15番:米澤 壽重 議員、 1番:岡田 智子 議員を指名します。

日程第2.会期の決定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの14日間と決定いたしました。

日程第3.諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和3年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしま した資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

2月9日に、「全国離島振興市町村議会議長会総会」が、オンライン形式により開催されました。令和3年の会務報告に続き、令和4年の事業計画、また令和5年3月末をもって失効する現行の「離島振興法」の改正・延長に関する決議については、満場の賛同を得て決定いたしました。

また、翌10日には政府関係者、また各政党代表等のご来賓を得て、速やかな法律の改正・延長の実現を図るため、「離島振興法改正・延長実現総決起大会」が、同じくオンライン形式で開催され、参加をいたしました。

2月21日に「令和3年度島根県町村議会議長会定期総会」が、松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、令和3年度補正予算、令和4年度事業計画案及び予算案などについて審議 し、また、要望決議については、「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」及び「竹島 の領土権確立等に関する要望」の2件が提案され、いずれも満場の賛同を得て決定いたしま した。

また、県内各地域より要望事項が提出され、隠岐地域からは、「離島振興法の改正・延長について」、「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療・介護体制の充実強化について」、及び「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の4件の要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

なお、今総会において、本町から、自治功労者として「全国町村議会議長会長表彰」を 故 平田文夫 議員、「島根県町村議会議長会長表彰」を 安部大助 議員 がそれぞれ受賞されました。 た旨、報告がございました。誠におめでとうございます。

次に、2月24日の議会運営委員会までに2件の請願陳情等を受理いたしました。 お手元

に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託、あるいは議員配付とする ことにいたしましたのでご理解願います。

次に、去る12月定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付しました「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第4.行政報告

「行政報告」を行います。

番外:町長

〇番外 (町長 池 田 高世偉)

皆さんおはようございます。

「令和4年第1回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まず もってお慶び申し上げます。

本日は、「令和4年第1回隠岐の島町議会定例会」を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、令和4年度一般会計及び特別会計の当初予算、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、並びに工事請負変更契約の締結など34件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「令和3年第4回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、災害復旧に要する特別交付税の要望活動について、ご報告申し上げます。

12月20日、東京都千代田区において、令和3年夏に発生いたしました豪雨災害復旧に要する、特別交付税の要望活動を行ってまいりました。

島根県知事を筆頭に「激甚災害の指定」を受けた、本町他3市町が参加し、総務省自治財 政局をはじめ、島根県選出の国会議員の皆様に対し要望活動を行いました。

未だ、完全復旧の目途が立たない状況ではございますが、人的資源と資金を確保し、一日も早い復旧を目指し、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念式典参加につきまして、ご報告申し上げます。

12月21日及び22日に、内閣府をはじめとする関係機関、島根県選出の国会議員や関係する国会議員の皆様に対し、要望活動を行ってまいりました。

要望の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」、「隠岐の島町に国直轄による竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び、「学校教育における竹島に関する学習の強化」の5項目を重点に要望いたしました。

2 年ぶりの要望活動でしたが、対面し、直接こちらの思いを伝えることの大切さを、改めて実感いたしました。

また、「竹島の日」記念式典についてでありますが、2月20日まで県内全域に「まん延防 止等重点措置」の適用がなされ、開催そのものがどうなることかと案じておりましたが、2 月22日に無事開催されました。

昨年の式典よりも、更に縮小された式典となりましたが、この式典が、私共の悲願達成への道づくりの証であるとともに、先人たちの必死の思いを、本町から全国へ広げる力添えを お願いしたところです。

遅々として進まない現状を決して卑下することなく、前を向き進めていく決意を新たにしたところです。

コロナ禍の中ではありますが、式典が開催されたことに対し、島根県、関係者の皆様のご 尽力に厚くお礼申し上げます。

次に、島根県土木協会・国土交通省幹部との意見交換会について、ご報告申し上げます。

1月13日、東京都千代田区において、島根県土木協会と国土交通省幹部との「意見交換会」がおこなわれ参加いたしました。

当日は、島根県土木協会会長の楫野大田市長の他、県内全ての市町村が出席し、国土交通

省の水管理・国土保全局長をはじめとする幹部職員と、治水・道路事業を中心に意見交換が 行われました。

本町からは、令和2年及び3年に発生いたしました災害につきまして、災害査定をはじめ、 多大なるお力添えをいただいたことに、お礼を申し上げるとともに、近年発生する想定外の 大雨に対応できるよう、既存ダムの機能強化や、河川内に繁茂する樹木の伐採について、問 題を提起させていただきました。

次に、都市交流及び国際交流活動について、ご報告申し上げます。

1月21日、東海島根県人会の桂会長様はじめ役員他11名の皆様と、オンラインにより画面を通じ隠岐の観光を楽しんでいただく「リモートトリップ to 隠岐」を活用した交流を行いました。

隠岐ジオゲートウェイを皮切りに、隠岐神社、ホテルEntoをリレーして、最後は、隠岐の島町役場につながり、副町長や商工観光課の職員も一緒に、最近の本町の様子や、島まつりのお知らせ、また古典相撲の話題などで、県人会の皆様と久しぶりに笑顔で再会を約束し合った、まさにウィズコロナの交流活動となりました。

2月16日には、ポーランド共和国のクロトシン市と交流オンライン会議も行いました。市 長様をはじめ5名の皆様と、お互いの交流ビジョンや、経済交流、学校交流、また文化交流 など、今後に向けた具体的な内容について、意見交換を行いました。

また、クロトシン市内に、水若酢神社の土俵を見本にした、新しい土俵と関連施設を整備する計画について情報をいただくなど、改めて相互理解を深める、良い機会となりました。

最後に、「離島振興法改正・延長実現総決起大会」及び要望運動について、ご報告申し上げます。

2月10日、東京都千代田区において「離島振興法改正・延長実現総決起大会」及び要望運動が行われ参加いたしました。

現行「離島振興法」の失効を令和5年3月に控え、大会では『離島への定住促進』や『国の責務』を明確化し、今国会中に離島振興法改正・延長を実現させる旨の決議が「採択」されました。

また、大会終了後には、関係各党の国会対策委員長をはじめ、離島関係都道府県選出の国 会議員に対して、要望運動を実施いたしました。

これまで幾度となく、離島振興法改正・延長に関する要望運動を積み重ねてきました。未だ、国の状況は明らかにされてはおりませんが、切れ目なく、離島振興策が展開できるよう、

島根県などと連携し諸準備を進めてまいります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いた しました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いた だきたいと思います。

〇議長(池田信博)

以上で、「行政報告」終わります。

日程第5.町長の施政方針

「町長の施政方針」を行います。

番外: 町長

〇番外(町長 池 田 高世偉)

「令和4年第1回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、 新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民 の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでありますが、町民の皆様には、今日に至るまで、長期間にわたり感染症防止へのご理解とご協力をいただいていることに対しまして、 心から感謝を申し上げます。

国内では、今年1月からのオミクロン株の猛威による第6波の到来を受け、島根県を含む36都道府県に「まん延防止等重点措置」が発出されるなど、依然として予断を許さない状況が続いているところであります。

3回目のワクチン接種につきましては、5月中を目途に、全町民の皆様への接種が終えるよう実施しているところであり、引き続き、関係機関との連携のもと、希望される皆様が1日でも早く接種できるよう着実に進めてまいります。

今後も、このワクチン接種とともに、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じなが ら、町民の皆様方の暮らしや町内経済の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

また、災害復旧の対応についてでありますが、一昨年に引き続き、昨年8月の豪雨により、 町内全域に大きな被害が発生いたしました。昨年12月末には、国による災害実地調査が終了 し、公共施設災害と農林業施設等災害とを併せて118箇所、約11億1,000万円の被害額が確 定したところであります。

現在、所管課において、工事発注に向けた準備を進めているところでありますが、新型コロナウイルス感染症への対応と同様、新年度において最優先に取り組み、早期の復旧を目指

してまいります。

国の状況に目を向けてみますと、岸田総理は昨年12月の所信表明演説において、自身が掲げる「新しい資本主義」の柱として「デジタル田園都市国家構想」を表明いたしました。

「デジタル田園都市国家構想」の目的は、デジタル技術によって地域格差を解消し、どこにいても大都市並みの働き方や、質の高い生活を可能とすることで、地方から全国へと、ボトムアップでの成長を実現していくものであります。

本町といたしましても、地方創生を後押しする政策として、大いに期待をするものであり、 このような、国の動向に注視しながら、関係人口の拡大や移住・定住の促進など、自律的で 持続可能なまちづくりにつなげていかなければなりません。

一方、離島における人口減少の防止、定住の促進を目的とし制定された、現行の「離島振興法」が令和5年度末をもって失効いたします。「離島振興法」は、昭和28年に制定されて以来、改正延長を重ね、公共事業を中心とした本町の社会資本整備に、大きな役割を果たしてきました。このような離島の命綱ともいうべき「離島振興法」について、法令の恒久化も視野に入れながら、抜本的改正の上、必ず延長されるよう、全国離島振興協議会と連携し、国や関係機関に対し強く働きかけてまいります。

また、近年、気候変動やエネルギー問題など、地球規模での危機感が高まる中、我が国でも大きな広がりを見せているのが SDG s の取り組みであります。

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」として認定された、本町の美しい自然環境や歴史・ 文化のすばらしさを、次の世代に引き継いでいくために、現在、本町が取り組んで おります再生可能エネルギー事業に限らず、あらゆる事業が SDGs につながっていることへ の理解を深め、新たな視点により、まちづくりを進めていく必要があると、改めて感じてい るところであります。

このような状況にあって、令和2年度を計画期間の始まりとした「第2次総合振興計画」が3年目を迎えます。

新年度は、人口減少対策をはじめとする本町の課題解決に向け、町民の皆様方の安全・安心や、暮らしに直結する事業は、しっかり確保した上で、「第2次総合振興計画」を着実に推進していくために、各事業の優先度を見極め、メリハリを付けた予算編成を行ったところであります。

引き続き、現場主義をŢきながら、町民の皆様からの意見に耳を傾け、「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」の3つの「よかったが響くまち」を、大

勢の方々に感じていただける、そのような想いを職員と共有し、全身全霊を捧げ町政運営に 取り組んでまいる所存であります。

それでは、3つの「よかったが響くまち」に向けての新年度の町政運営につきまして、「第2次総合振興計画」における施策の体系ごとに、それぞれ重点的な取り組みをご説明申し上げます。

第一点目は「生まれてよかった」(子どもの声が弾むまち)についてでございます。 はじめに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、多様なニーズに対応した保育 事業など、子育てを各ステージで応援する総合的なサポート対策を展開してまいります。

子育て世代包括支援センターや、新年度から同センター内に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、妊産婦・乳幼児期等の状況を継続的、また、包括的に把握し、妊娠中の方や、子育ての中で不安や悩みを抱えている方に対し相談支援を行い、切れ目のない支援を一体的に行うことにより、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減につきましては、保育料、給食費の町独自の軽減策や、中 学校卒業までの医療費の無料化などに力を注いでまいります。

また、放課後における子どもたちの受け入れ体制の拡充をはじめ、子育てグループへの支援など、地域全体で子どもたちを見守り、育てる環境づくりに取り組んでまいります。

新年度は、放課後児童クラブの待機児童解消、コロナ禍においても安全に対応できるスペースの確保、子育て支援センターの利便性の向上を図るため、子育て支援の拠点となる「子育てビジター交流センター」を整備いたします。

これらの取り組みを一体的に進めていくことで、町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれてよかった」、そう思っていただける「まち」、また、誰もが安心して子育てができる「まち」を目指してまいります。

次に、「魅力ある教育環境づくり」についてであります。

本町は、昨年3月、本町の教育行政を推進するための基本指針となる「第2次隠岐の島町教育大綱」を策定し、その基本目標を『島を愛し、自ら未来を拓く"隠岐びと"を育てる』と掲げました。これを具現化していくために、町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効率的に教育行政を推進してまいります。

特に、社会の急激な変化への対応が予想される今日、未来を担う子どもたち一人ひとりの

学力の向上を通して、『生きる力』の育成を図るとともに、本町の豊かな地域資源を活かし、 ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもたちを育てる「ふるさと教育」を推進してまいります。

その実現のためには、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育活動が不可欠であり、 引き続き、その体制の構築に努めてまいります。

また、学びを支える基盤となる、ICT 教育の環境整備を加速させることをはじめ、全ての子どもたちが、伸び伸びと学ぶことのできる安心・安全で魅力ある教育環境の整備や、町民の皆様が、各種学習活動、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域の教育環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「文化の伝承」についてであります。

本町には、独自の自然、風土により育まれた貴重な文化財が、数多く残されております。 これらを適切に保護し、後世に継承していくために、指定文化財の維持管理に対する支援 や、牛突き等の伝統文化の継承者への支援を行ってまいります。

また、地域資源としての活用を図るため、指定文化財の説明看板の設置・改修を実施するとともに、文化財への理解、保護意識の向上を図るための学習活動にも力を注いでまいります。

新年度は、昨年から引き続き、重要文化財佐々木家住宅の保存修理事業の実施、国府尾城跡を含む城山を、町民の皆様に親しんでいただくための取り組み、史跡隠岐国分寺境内の保存活用計画策定を進めてまいります。

第二点目は「住んでよかった」(町民誰もが活躍するまち)についてでございます。 はじめに、「誰もが活躍できるまちづくり」についてであります。

活気ある地域づくりの実現を目指し、社会教育の拠点である公民館を中心に、町民の皆様 自らが、主体的に地域課題を見つけ、その解決に向かう人づくりの活動や、学習機会の提供 を進めてまいります。

また、新年度からは、隠岐の島町図書館を直営といたします。図書館振興計画の基本理念である「町民の暮らしに活きる図書館」を目指して、蔵書の整備、郷土資料の保存公開、利用の啓発等を図ってまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツ推進計画に基づき、体育協会や競技団体、 指導者への支援、スポーツに触れる機会を増やす取り組みを実施してまいります。また、屋 内温水プールの施設改修をはじめ、体育施設の維持管理により、スポーツ環境の整備にも取 り組んでまいります。 人権を取り巻く状況につきましては、コロナ禍による差別や誹謗中傷等の人権侵害が社会問題となっています。人権が尊重される地域社会の実現を目指し、啓発活動を継続して実施してまいります。また、研修を通して、誹謗中傷や差別を「しない」、そして「許さない」人づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、「第4次隠岐の島町男女共同参画計画」に基づき、 男女が互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会を目指してまい ります。

次に、「医療体制の確保について」であります。

医療体制につきましては、隠岐圏広域医療を担う隠岐病院と開業医・診療所・訪問看護など、在宅医療との連携を図り、医療・介護・生活支援の連携を推進し、患者や家族の方々に 寄り添った、切れ目のないサービスの提供に努めてまいります。

また、高度・専門的な医療サービスを提供する本土医療機関へ、速やかに搬送する体制の 強化に取り組んでまいります。

医師招へいにつきましては、島根県や隠岐広域連合と連携を図りながら、医師の確保に努め、地域医療の維持・充実を進めてまいります。

医療従事者の確保につきましては、関係大学などの地域推薦入学制度の活用や、関係機関との連携により、地域医療を目指す看護師などの育成支援を行うとともに、医療系学校の卒業生への働きかけのほか、医療従事者を目指す高校生への積極的な情報発信を図り、人材確保に取り組んでまいります。

診療所につきましては、地域から信頼される「かかりつけ医」としての役割を担いながら、 隠岐病院とより一層の連携・協力を図り、円滑な運営を行ってまいります。

また、本年4月からは、都万診療所に常勤の医師が新たに赴任することとなりました。 中村診療所の整備につきましては、中出張所との複合施設として検討してまいりましたが、 新年度において、敷地造成を行うなど、本格的に取り組んでまいります。

歯科診療体制につきましては、西郷地域に、歯科医師の不足が顕著となりつつあり、その 解決に向け、関係機関と連携し、進めてまいります。

隠岐病院、町立診療所、訪問看護ステーションの一元化につきましては、「医療連携体制検 討委員会」より提出のありました、「隠岐病院と町立診療所の医療連携体制に係る報告書」を ベースとして、限られた医療資源の中で、効率的かつ持続的に医療が提供できる体制の構築 に向け検討してまいります。 新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国が示す方針を踏まえ、町民の皆様の生命と健康を守り、医療への負荷の軽減を図るため、県、町内医療機関との連携のもと、希望される皆様が、安心かつ速やかに接種できるよう、全力を尽くしてまいります。また、自宅療養者や濃厚接触者等に係る自宅待機期間中の生活を支援してまいります。

次に、「町民の健康増進について」であります。

ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動により、町民の皆様の健康づくりを支援するとともに、各種健康診断や検診、保健指導などの充実を図り、病気の早期発見・治療につなげることで、健康寿命の延伸を推進してまいります。特に、本町の課題となっています「がん対策・生活習慣病対策」に重点的に取り組んでまいります。

新年度より、積極的勧奨の再開が決定した「子宮頸がん予防ワクチン」につきましては、 定期予防接種として実施してまいります。

また、高齢期においても、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、新年度より、訪問介護サービス提供体制の強化、独居高齢者の退院後の一時的な住まいの確保に取り組んでまいります。また、介護・医療連携体制の強化、高齢世帯の見守りネットワークの整備など、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

高齢者の皆様の豊かな知識や能力を活かし、地域社会の担い手となって活躍いただく場であります「町シルバー人材センター」につきましては、「島根県シルバー人材センター隠岐分室」との連携により、派遣事業を含めた職の開拓に努め、町民の皆様から必要とされ、愛される組織となるよう支援してまいります。

国民健康保険につきましては、保険税率の改定、保険税の収納率向上、効果的な保健事業などに取り組み、安心して医療を受けられるよう、島根県と連携を図りながら、更なる安定運営を進めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるよう、島根県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な制度運営に努めてまいります。

次に、「福祉環境の充実」についてであります。

医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員などの関係機関や、地域の皆様とのネットワークを強化し、子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な地域福祉の充実を図り、地域で支え合う「まち」を目指してまいります。

喫緊の課題となっております、福祉職場の人材確保対策につきましては、国による現場で働く方々の収入を引上げるための措置が実施されることとなりました。本町といたしましても、町独自の福祉職場処遇改善事業や、新規就労者に対する支援助成金制度などを有効に活用し、関係機関、事業所などと連携しながら、重点的に取り組んでまいります。

障がいのある方への支援につきましては、ノーマライゼーションの理念のもと、主体性が 尊重され、住み慣れた環境や家庭において、自立した日常生活や社会参加ができるよう、相 談支援体制の強化、就労支援の充実、日中一時支援体制の強化など、利用者の状況に応じた サービスを総合的に実施してまいります。

生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、関係機関と連携し、就労など、自立に向けた支援を行ってまいります。また、経済的困窮を理由として、生活保護に至ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取り組みを更に拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援を行ってまいります。

次に、「日常生活の安全確保」についてであります。

本年度の「隠岐の島町地域防災計画」の見直しに続き、新年度では、付随する水防計画、 業務継続計画など5件の修正を予定しており、本計画に基づき、災害に強いまちづくりを目 指してまいります。

10月には、島根県主催の島根県総合防災訓練が、本町において実施されます。この訓練を契機として、多くの町民の皆様方への参加を呼びかけ、防災への関心を高めてまいりたいと考えております。

また、交通事故、犯罪から、命や財産を守るため、交通安全の啓発や関係機関との連携を 図り、町民の皆様一人ひとりが助け合いながら、安全で安心な生活が送れるよう取り組んで まいります。

令和2年に発生しました災害につきましては、令和4年度中に全ての被災箇所の復旧を目指すとともに、昨年8月に発生しました災害につきましても、新年度の早期発注を念頭におき、全力で復旧に取り組みます。

あわせまして、津波等の災害に備え、緊急避難道路の整備や、緊急車両の進入困難な道路 の整備を実施し、日常生活の安全確保に努めてまいります。

次に、「快適な住環境の整備」についてであります。

上下水道事業につきましては、効率良く経済的に、し尿を処理するために、新年度から、

し尿と下水道を共同で処理する汚泥共同処理施設を本格的に稼働してまいります。また、中村地区の処理場建設に着手し、普及率の向上に努めるとともに、老朽化する施設の改修・更新を計画的に行うなど、健全な経営を進めてまいります。

空家対策につきましては、危険空家の除却に対する助成制度を行い、空家バンク制度により、活用できる空家の有効利用を積極的に図ってまいります。また、公営住宅につきましては、住宅の改修を継続して実施し、快適な住宅の供給に取り組んでまいります。

憩いの場である公園につきましては、特色に応じた都市公園の再編として運動公園に健康・運動機能を、寺の前公園にはふれあいの機能を整備してまいります。その他の公園につきましては、安心して利用できるよう適正な管理に努めてまいります。

都市計画につきましては、「立地適正化計画」に定めた持続可能なまちづくりに向けて、都市機能を強化し、活力ある都市づくりを推進してまいります。重要な都市機能の一つである、 西郷港周辺の活性化につきましては、本年度に、町民の皆様や子どもたちのご意見をいただきながら、本町が目指す西郷港周辺地区のデザインを決定いたします。

新年度は、都市計画の担当部署について組織強化を図るとともに、町民の皆様や関係者と連携を図りながら、デザインされた「まち」の実現に向けて、具体的な施設整備の基本計画を策定してまいります。

次に、「地域コミュニティの育成」についてであります。

自治会をはじめとする地域コミュニティは、防犯活動、地域文化の継承など、地域住民が助け合って生活を営む上での基盤となる組織であります。引き続き、「集落地域活性化補助金」や「まちづくり事業補助金」により、地域の自主的な取り組みに対し、支援を行ってまいります。

また、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所等につきましては、「コミュニティ施設等整備補助金」により、施設の適正な維持管理に支援を行ってまいります。あわせまして、新年度では、令和2年8月の豪雨災害により撤去を余儀なくされました、船原集会所を再整備いたします。

各支所及び出張所管内におきましては、「地域活性化事業費」を確保し、地域の独自性を発揮した、活力ある地域づくりを支援してまいります。

次に、「島内交通環境の整備」についてであります。

道路インフラにつきましては、町民の皆様の安全・安心を基本とし、計画的な整備を進めてまいります。また、橋梁・トンネル等の道路構造物の適切な維持管理を実施することによ

り、スムーズな島内移動の環境を整えてまいります。

国道及び県道の整備につきましても、関係機関と連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

生活バス路線などの島内公共交通につきましては、人口減少やマイカーの普及を背景に、利用者の減少が続いております。しかしながら、高齢者をはじめとする交通弱者の方々にとって、公共交通サービスを維持していくことは、暮らしやすいまちづくりを実現する上で、不可欠な事業であります。

新年度では、公共交通の利便性の向上と、持続可能な公共交通体系の構築を目指し、デマンドタクシーの運行区域を集落全体に指定した、ドアツードア型の輸送と、住民組織や NPO 法人が主体となった移動手段の導入を検討してまいります。

次に、「UI ターン対策と関係人口の創出」についてであります。

コロナ禍により、東京一極集中の分散化、サテライト事務所の設置、家庭での勤務体制の 構築など、企業の事業推進に大きな変化が生じています。さらには、都会から恵まれた自然 環境や、独特の文化を備えている地方へ目が向く、大きな変革も起きています。

このような状況を前向きに捉え、新年度では、地域おこし協力隊のOBを中心とした、移住定住の相談窓口を開設し、相談体制の強化を図ってまいります。また、「UIターン支援制度」は基より、「雇用」、「住まい」、「起業支援」、「子育て支援」などの幅広い情報を発信することで、更なるUIターンの促進に取り組んでまいります。あわせまして、UIターン者の住居確保対策として、民間賃貸住宅整備支援やUIターン者の自宅改修を支援してまいります。

また、関係人口は、人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手不足に直面している地 方圏を活性化する存在として期待されています。新年度では、関係人口による、ふるさと納 税の拡大など、本町の地域課題の解決に向け、関係人口をまちづくりの推進力として取り込 んでいく活動を強化してまいります。

次に、「既存産業の活性化と承継」についてであります。

本町の基幹的産業である農林水産業につきましては、ICTを活用した省力化の動向に注視 し、持続可能な農林水産業への転換を推進するなど、品質と生産性の向上を図ってまいりま す。

農業では、主食用米が、新型コロナウイルス感染症の影響による過剰在庫により価格が落ち込んだことで、農業経営を圧迫していることから、経営環境の改善を図るため、水田園芸など、高収益作物への転換を、これまで以上に推進してまいります。

担い手対策としては、担い手農家の育成、経営規模の拡大に対する支援、リースハウス制度による施設整備資金の負担軽減など、就農支援を行い、担い手の確保に努めてまいります。

畜産業では、計画的な公共牧野の造成、再整備による低コスト化生産、新たな若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進し、繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。また、本年度から始めております将来的な繁殖素牛の産地化についても、取り組んでまいります。

林業では「森林整備計画」に基づき、木材生産体制の基盤強化を図り、製材品も含めた島内産木材の海上輸送費を支援するなど、経営の安定化を図ってまいります。また、小田岸壁拡張のための調査も一部開始されましたので、町産木材出荷量拡大に向けた、生産・出荷の体制づくりを支援してまいります。

水産業では、新たに「沿岸漁業者育成支援制度」設け、新規漁業就業者の育成や支援に取り組むとともに、種苗放流事業の実施により、水産資源の安定と増大を図り、本町の水産業活性化に向けた取り組みを推進してまいります。また、廃棄が必要な漁網、FRP漁船の処分に係る海上輸送費を支援し、漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

商工業における事業承継への支援、店舗改修や起業、創業への支援策などにつきましては、 有人国境離島施策のほか、事業再構築や、ものづくり補助金など、国のあらゆる省庁の制度 を積極的に活用し、商工会や金融機関との連携により、地域経済を支える事業者の方々を支 援してまいります。特に、いまだ、明確な終息の状況が見えない、新型コロナウイルス感染 症対策や事業継続、雇用維持に関する支援につきましても、町内情勢を常に把握し、手遅れ にならないよう、必要に応じて対策を講じてまいります。

また、人手不足への対策として「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、若年者や UI ターン者の町内就業を促し、産業人材の担い手確保に向けて積極的に取り組んでまいります。 次に、「島内流通の活性化」についてであります。

地産地消の取り組みにつきましては、昨年からリースハウスを活用した野菜類の島内出荷が始まりましたが、出荷量、品目共に、いまだ限定的であり、生産量の確保が課題となっております。生産者のすそ野を広げるための野菜作り講座、ミニリースハウスでの試験栽培・営農指導、町内産野菜の流通体制整備について、島根県、JA しまねと連携して取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞しております、町内の経済循環の活性化につきましては、常に、消費者や事業者の動向に注視し、商工会や金融機関と連携しな

がら、必要に応じて消費喚起対策に取り組んでまいります。

次に、「資源が循環する島づくり」についてであります。

国において、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速している中で、本年度は、本町での地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出量に関する削減目標を定めた「地球温暖化対策実行計画」を策定いたします。

また、地球温暖化対策の一つのツールとして、民間企業と連携し、エネルギーの地産地消を推進するため、バイオマス発電事業の具現化に向け、取り組んでまいります。

ごみの減量化・再資源化につきましては、ごみ減量化アクションプランに基づき、令和 5年度から「指定ごみ袋制度の導入」や「ごみ分別区分の変更」等を実施する予定としております。町民の皆様に、新たなごみ出しルールがスムーズに移行できるよう、丁寧な説明に努めるとともに、資源の再利用を推進する仕組みづくりを行ってまいります。

一般廃棄物処理施設整備につきましては、島後清掃センター基幹的設備改良工事の事業最終年度となっており、適正かつ安定的にごみ処理が実施できるよう、遅延なく着実に進めてまいります。

次に、「自然環境の保全」についてであります。

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」として認定された自然環境の保全を図るとともに、町民の皆様一人ひとりに環境への意識を高めていただくため、「観光地域づくり法人 (Destination Management Organization)」と連携し、様々な機会を通して啓発活動を行いながら、海岸漂着ごみ対策や不法投棄防止対策など、自然環境の保護へ向けた取り組みを進めてまいります。

第三点目は「訪れてよかった」(思い出を持ち帰れるまち)についてでございます。

はじめに、「離島交通の充実」についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって、快適で利便性の高い交通網の整備に取り組んでまいります。

また、「有人国境離島法」に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々や、物資輸送、車両航送料金等に対しても、運賃低廉化事業が適用されるよう、島根県や他の離島地域などと連携し、国への要望活動を展開してまいります。

航空路の利用促進につきましては、空港ターミナルビルが拡張され利便性の向上が図られました。PBB (パッセンジャーボーディングブリッジ)も設置され、雨天時や、高齢者の皆様などが車イスを利用される際において、快適でスムーズな乗降が可能となり、更に利用しや

すい施設となりました。

今後も、「隠岐空港利用促進協議会」を中心として、安定した定期航空路の確保とチャーター便の運航による誘客を目指し、積極的に取り組んでまいります。

次に、「魅力ある観光地づくり」についてであります。

観光シーズンの幕開けとなる第50回しげさ踊りパレード、第35回隠岐しげさ節全国大会を皮切りに、「アウトドア・アクティビティ」や「民謡」「牛突き」、また、四季を通じて「旬の食」を楽しんでいただくなど、独自の歴史や固有の文化を、個性的な観光素材として活かしながら、最大の魅力である人との交流をうまく関連づけ、関係人口を拡大し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、4月からは「隠岐観光協会」と「隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会」を統合し、「観光地域づくり法人(Destination Management Organization)」として隠岐諸島全体の窓口を一本化し、ジオツーリズムの推進により「エージェント依存から地域主導」に転換し、更なる誘客促進を進めてまいります。

町内の受け入れ体制についてでありますが、宿泊施設の老朽化に伴う改修、また、経営者の高齢化や事業承継問題等、町内事業者の環境改善に向けて、民間活力が活発に事業展開できるよう取り組んでまいります。

あわせまして、幅広い世代のお客様に、本町らしい質の高いサービスが継続して提供できるよう、官民が連携して進めてまいります。

最後に、この他の重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「竹島の領有権確立」についてであります。

国においては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発、 国際社会への情報発信に努め、「領土・主権展示館」での資料展示や調査事業など、本格的 に取り組みを進めております。

本町におきましても、国の資料展示や調査事業に協力し、また、島根県などと合同で、竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取り組みを強化してまいります。

また、昨年より実施しております「竹島縁の地バスツアー」、竹島と観光のバスツアーを 町内で開催し、町民の皆様の意識啓発に取り組んでまいります。

今後も、「竹島の領有権の早期確立」に向けた取り組みを進めていくために、町議会、島根県、竹島領土権確立隠岐期成同盟会などと連携し、国や関係機関に対し、その責務において「竹島漁撈歴史記念館(仮称)」の建設や、隠岐島周辺海域の保安体制の充実強化を強く訴

えてまいります。

次に、「協働によるまちづくり」についてであります。

近年、加速する少子高齢化・人口減少社会の到来など、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、地域社会に求められるニーズも多様化・高度化し、個人の努力や行政だけでは解決しにくい課題が多く発生してきています。

これらに対応していくために、町民の皆様と行政とが、良好な信頼関係のもと、お互いの不足を補い合い、共に協力して課題解決を目指す「協働のまちづくり」を推進してまいります。

また、「協働のまちづくり」の実践にあたりましては、本町の「まちづくり基本条例」に 基づき、積極的な情報の提供や共有、まちづくりへの参画機会の促進など、町民の皆様が参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「時代にあった行政サービスの提供」についてであります。

行政を取り巻く環境や住民意識の変化により、行政の果たすべき役割や行政へのニーズ は益々高まっています。

こうした状況に的確に対応し、町民の皆様方のご要望に応えることができるよう、組織機構や事務事業の見直し、人材育成による職員の資質向上、ICT環境の整備促進による業務の効率化など、行政サービスの向上に取り組んでまいります。

また、国が進める行政サービスのデジタル化へ対応するために、新年度では、総務課内に 担当部署を設置し、業務のデジタル化を推進するための体制を構築するとともに、職員全体 の共通理解や実践意識の向上を図ってまいります。

最後に、「財政の健全化」についてであります。

本町の財政運営につきましては、ここ数年、歳入不足を基金から繰入れることで、収支の 均衡を図っている状況が続いております。

財政の健全度を示す健全化判断比率につきましても、国が示す基準を下回る数値となっているものの、近年の大規模事業や、町の重点施策の取り組みに充てた地方債の償還が本格的に始まり、今後しばらくは、比率が上昇する見込みであります。

財政健全化に向けて、町の景気対策、活性化を視野に入れた財源の重点配分を行いながら、 一方で、徹底したコスト意識を持った予算の編成と執行により、持続可能な財政運営の確立 を目指してまいります。

新年度予算におきましては、一般会計の予算総額は180億4,000万円で、本年度と比較し

ますと8億1,000万円4.7%の増となっております。

航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする、「有人国境離島特措法」に基づく各種事業、 島後清掃センター基幹的設備改良事業のほか、放課後児童クラブ創設事業、中出張所庁舎整 備事業など、計画に沿った重点施策を推進するとともに、昨年の豪雨により被災した施設の 早期復旧に向けた予算編成としたところでございます。

自主財源の柱である町税等の収納率の向上につきましては、期限内に納付をされている皆様の信頼と、税等の負担の公平性を確保するために、関係法令や本町で定めております債権管理条例等に基づき、適正な管理を行い、悪質な滞納者に対しては財産差押えを行うなど、厳正に取り組んでまいります。

また、島根県との相互併任制度を活用し、共同で滞納整理を実施するなど、徴収体制の強化を図るとともに、滞納整理の専門性や意識を高める研修を充実し、人材育成にも力を入れてまいります。

町有施設の適正管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、施設の適正量の検討や、長寿命化などを計画的に進めてまいります。

新年度では、ライフサイクルコストの低減を推進していくため、社会教育施設や観光施設の長寿命化計画を策定するとともに、町内にある遊休施設の有効な利用促進を図るための、調査研究を行ってまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取り組みについてご説明いたしましたが、議員各位をはじめ、町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

〇議長(池田信博)

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、11時00分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時44分)

〇議長(池田信博)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時00分)

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第7号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの34件を一括して上程いたします。

日程第7.提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました34件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外:町長

〇番外(町長 池 田 高世偉)

本日提案いたしました諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議第7号から議第14号までの8件につきましては、令和3年度一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第7号の「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は3億9,306万5,000円の減額でありまして、補正後の予算総額を185億760万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、上水道事業貸付金、 道路維持管理事業など増額となったものでございますが、隠岐広域連合負担金、災害復旧事 業、観光施設管理運営事業の減額をはじめ、全体では各事業費の確定及び実績見込みにより 減額補正となったところであります。

また、繰越明許費は「第2表繰越明許費」のとおり、「戸籍住民登録事務」から、「社会教育施設災害復旧事業」までの22件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じましたので、計上いたしております。

併せまして、「第3表債務負担行為補正」及び「第4表地方債補正」を行うものであります。 次に、議第8号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は2,252万6,000円の追加でありまして、 補正後の予算額を20億1,332万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、国保標準システム導入経費の減額、保険給付費及び診療所操出金の実 績見込みによる増額であります。

次に、議第9号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計

補正予算(第3号)」についてでありますが、国民健康保険事業勘定繰入金の確定に伴う財源 組替であります。

次に、議第10号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第3号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は7,000円の追加でありまして、補正後の予算額を1億2,877万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金の増額及び、 国民健康保険事業勘定繰入金の確定に伴う財源組替であります。

次に、議第11号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第3号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は258万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,297万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、事業の確定見込みによる事務機器借上料及び医薬材料費の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金の増額及び、国民健康保険事業勘定繰入金の確定に伴う財源組替であります。

併せまして、「第2表地方債補正」を行っております。

次に、議第12号の「令和3年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は1,800万円の減額でありまして、補正後の予算額を14億4,481万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、事業費の確定見込みによる施設整備費及び、消費税還付金の確定により一般会計繰入金を減額するものであります。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」のとおり、汚水処理施設整備事業、中村漁港漁業集落 排水整備事業及び五箇地区公共下水道整備事業において、翌年度に繰り越して実施する必要 が生じましたので、計上いたしております。

併せまして、「第3表地方債補正」を行っております。

次に、議第13号の「令和3年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第3号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は56万4,000円の追加でありまして、補正後の予算額を1,074万5,000円とするものであります。補正の内容は、県補助金返還金を新たに計上するものであります。

次に、議第14号の「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」についてでありますが、収益的予算(3条予算)の補正額は、収益的支出において500万円の追加でありまして、補正後の予算額を5億9,028万円とするものであります。

補正の内容は、消費税及び地方消費税額の決算見込みによる営業外費用の増額であります。 また、資本的予算(4条予算)の補正額は、資本的収入において 5,000 万円の追加でありま して、補正後の予算額を 3 億 6,329 万 1,000 円とするものであります。

補正の内容は、一般会計からの借入金を新たに計上するものであります。

続きまして、議第15号から議第22号までの8件につきましては、条例の一部改正及び制 定に関する議案であります。

まず、議第15号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてでありますが、都市計画担当部署の体制を強化し、都市再生整備計画に基づく事業を推進するために、 所要の改正を行うものであります。

次に、議第16号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてでありますが、人事院規則の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第17号の「隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」についてでありますが、隠岐の島町消防委員会の答申を受けまして、消防団員の定数、報酬及び費用弁償につきまして見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第18号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてでありますが、消防団員の出動時における損害補償を的確に行うとともに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議第19号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてでありますが、国民健康保険事業の健全な運営を図るため税率等の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び子どもの均等割額の減額措置につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議第20号の「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてでありますが、ごみ排出量に応じた負担の公平化等を目的として、ごみ処理手数料を改正するものであります。また、下水道の利用者とくみ取り方式の利用者の間に、処理費の負担において不均衡が生じているため、新たに、し尿処理手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、町民の皆様へ十分な周知期間を設けることとし、令和5年4月 1日より施行するものであります。

次に、議第21号の「隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例」についてでありますが、上水道以外の水源を使用している方の下水道メーター使用料につきましては、上水道事業給水条例に規定されておりますメーター使用料の一部のみを準用し規定しておりましたが、すべてを準用するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第22号の「隠岐の島町中財産区基金条例」についてでありますが、中財産区の所有財産の適正な維持管理及び、中地区の地域福祉の向上を図るために定めるものであります。

続きまして、議第23号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更」についてでありますが、 事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、隠岐の島町辺地に係る総合整備計画において、 整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備 のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項により準用する同条第1項の規定 により、議決を求めるものであります。

追加する事業は、路線バス更新事業他6件であります。

続きまして、議第24号及び議第25号の2件につきましては、工事請負に係る契約の締結 に関する議案であります。

まず、議第24号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(2号幹線その8)〕」についてでありますが、樹木の保護のために管路の変更が必要となったこと。また、既設舗装の厚さが想定より厚かったためアスファルト殻の処分量が増加したことなどにより、工事費を増額する必要が生じましたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第25号の「工事請負契約の締結について〔令和3年社交金 町道中町中条線一本 橋橋梁更新〕」についてでありますが、去る2月17日、14者による指名競争入札を執行いた しましたところ、株式会社 竹田組が落札いたしましたので、同社と契約金額2億7,940万円 で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第26号から議第38号までの13件につきましては、一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の令和4年度当初予算についてであります。

まず、議第26号の「令和4年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。 新年度の予算編成につきましては、持続可能な財政運営の確立のため、引き続き財政健全 化に向けた取り組みを進めながら、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に 入れた取り組みを実施するため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 180 億 4,000 万円としております。

前年度比較で8億1,000万円、4.7%の増となっております。

歳出予算の概要でございますが、引き続き取り組みます航路・航空路旅客運賃助成事業を はじめとする「有人国境離島特措法」に基づく各種事業、島後清掃センター基幹的設備改良 事業、総合運動公園再編事業のほか、放課後児童クラブ創設事業、中出張所庁舎整備事業、 災害復旧費用などの予算を計上しております。

続きまして歳入予算の概要でありますが、町税につきましては、町民税、軽自動車税は増額、固定資産税、たばこ税は減額とし、税収全体では5.0%の増となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税においては 4.8%、特別交付税では 6.1%の増を見込み、交付税全体では 4.9%の増として計上しております。

また、財源不足への対応として財政調整基金、減債基金からの繰入金を予定しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入最高額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を 提案するものであります。

次に、議第27号の「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ19億7,070万円としております。

予算総額は、前年度比で 0.8%の増となっております。この主な要因は、保険給付費の増額及び県への納付金の減額であります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰出金等であります。

歳入予算では、保険税、県支出金、繰入金等を計上しております。

次に、議第28号の「令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計 予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,960万円としております。

予算総額は、前年度比で 4.3%の増となっております。この主な要因は、医療機器購入費の増であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、地方債等を、特定財源として繰入金等を計上しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

次に、議第29号の「令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,430万円としております。

予算総額は、前年度比で 3.7%の減となっております。この主な要因は、診療所及び医師 住宅の下水道接続工事完了に伴う施設整備費の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります、また、検査データ処理支援システム購入費を計上しております。

歳入予算では、診療収入、県補助金、繰入金等を計上しております。

次に、議第30号の「令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,230万円としております。

予算総額は、前年度と同額となっております。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費、医療機器購入費 等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、地方債、繰入金等を計上しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。 次に、議第31号の「令和4年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります が、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ15億7,600万円としております。

予算総額は、前年度比で7.9%の増となっております。この主な要因は、中村地区の処理場 建設による施設整備費の増であります。

歳出予算の主なものは、総務費では、18箇所の集合処理施設と個別処理施設である浄化槽 190基の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、西郷地区、五箇地区及び中村地区の管路布設工事費の他、中村地区の処理場建設工事費を計上しております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、地方債、繰入金等を計上しております。 「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。 次に、議第32号の「令和4年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります が、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,260万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 7.0%の減となっております。この主な要因は、新型コロナウイルス感染症による使用料の減少を見込み、駐車場整備基金積立金の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、第1駐車場、第2駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上して おります。

歳入予算では、使用料を計上いたしております。

次に、議第33号の「令和4年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額を2,510万円といたしております。

予算の総額は、前年度比で 6.4%の増となっております。この主な要因は、人件費の増に よるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び事業運営費であります。

歳入予算では、事業収入及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第34号の「令和4年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,300万円としております。

予算総額は、前年度比 11.7%の増となっております。この主な要因は、医療用機器購入費、 医薬材料費の増であります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器購入費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、地方債、繰入金等を計上しております。

「第2表地方債」につきましては、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。 次に、議第35号の「令和4年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」につい てでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ850万円としております。

予算総額は、前年度比で 1.2%の減となっております。この主な要因は、診療収入及び医薬材料費等の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬 材料費、医療機器維持管理費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金及び繰入金を計上しております。

次に、議第36号の「令和4年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてでありますが、 歳入歳出の総額を、それぞれ60万円としております。

予算総額は、前年度と同額となっております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料等を計上しております。

次に、議第37号の「令和4年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」につい

てでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億2,130万円としております。

予算総額は、前年度比で 0.3%の増となっております。この主な要因は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増であります。

歳出予算の主なものは、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金、保健事業費等であります。

歳入予算では、保険料、保健事業受託費、繰入金等を計上しております。

次に、議第38号の「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてでありますが、 第2条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第3条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益5億9,755万2,000円と、それに対応する費用5億7,076万4,000円を計上しております。

第4条では、設備更新等の建設改良費用及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など4億6,655万1,000円を計上しております。

第5条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について定めております。

第6条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第7条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第8条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第9条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第10条におきまして貯蔵品の購入に制限を設けております。

続きまして、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」についてでありますが、本町の人権擁護委員 10 名のうち、2 名が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き常角敏氏を、また新たに山根勝氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、34件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切 なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(池田信博)

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 11時31分)

(全員協議会開会宣告 11時31分)

補正予算案の詳細説明の途中でありますが、ただ今から、昼食休憩といたします。

午後の開始時間は、13時30分といたします。

(全員協議会休憩宣告 12時10分)

〇議長(池田信博)

休憩を閉じ、全員協議会を再開します。

(全員協議会再開宣告 13時30分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 13時45分)

(本会議再開宣告 13時45分)

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

日 程 第 9. 質 紐

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第7号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」についてか ら、議第14号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」までの補正予算 関係8件について、質疑を行います。

はじめに、議第7号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」について行いま す。

補正予算説明資料「資料No.4」の14ページ、「歳出」から順次始めます。

それでは、14ページ、15ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

16ページ、17ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

18ページ、19ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

20ページ、21ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

22ページ、23ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

24ページ、25ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

26ページ、27ページ、質疑はございませんか。

14番: 髙宮 陽 一議員

〇14番(髙 宮 陽 一)

26ページ、畜産業振興事業の関係ですが、リース牛を購入する計画で実績がなかったという事ですが、当初からこの関係者の方が、こういった事業を導入したいという考えがあって 予算化されたものと思いますが、そこら辺りの経過が分かれば教えていただきたい。

〇番外 (農林水産課長 河 北 尚 夫)

もともとリース牛 5 頭計画をしておりました。3 年度につきましては、国の増頭に対する 有利な補助事業がありましたことから、今回、そちらの方を優先されたということです。リ ース牛の場合は、自分の物には5 年後にしかなりませんので、国の事業の方を選らばれたと いうことであります。

〇14番(髙 宮 陽 一)

分かりました。

〇議長(池田信博)

他に、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

28ページ、29ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

30ページ、31ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

32ページ、33ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

34ページ、35ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

36ページ、37ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

38ページ、39ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認) 40ページ、41ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 42ページ、43ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 44ページ、45ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 次に、「歳入」について、6ページから行います。 それでは、6ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 次に進みます、7ページ。質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 8ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 10ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 11ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 12ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 最後に13ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 「特別会計」にいきます。 議第8号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」につ いて、47ページから行います。 47ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 48ページ、質疑はございませんか。 (「なし」の声を確認) 49ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第9号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補 正予算(第3号)」について、51ページから行います。

51ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

52ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第10号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補 正予算(第3号)」について、54ページから行います。

54ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

55ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第11号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補 正予算(第3号)」について、57ページから行います。

57ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

58ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

59ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第12号「令和3年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、61ページから行います。

61ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

62ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

63ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

64ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第13号「令和3年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第3号)」について、66ページから行います。

66ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

67ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第14号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」について、 補正予算に関する説明書「資料No.3」の60ページから行います。

60ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

61ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 13時51分)

(全員協議会開会宣告 13時51分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 13時55分)

(本会議再開宣告 13時55分)

日程第 10. 討論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第7号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」から、議第14号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」までの補正予算関係8件について、一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の議第7号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」 について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第7号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第8号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」から、議第13号「令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算補予算(第3号)」までの6件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第8号から議第13号までの6件については、原案のとおり「可決」されました。

次に、議第14号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第14号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12.休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日3月3日から7日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと 思います。

これに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。 次の本会議は、3月8日に開き「一般質問」を行います。 本日は、これにて散会いたします。

(散会宣告 13時57分)

以下余白